

# 第二次霧島市教育振興基本計画

## ■ 基本目標 ■

「夢を描き高い志をもって学び続け、  
共に輝く未来を創る心豊かな人づくり」

### 1 知・徳・体の基礎・基本をバランスよく身につけ、自ら学び考え社会の変化に主体的に対応できる判断力と行動力をもつ人間

教育基本法第2条に掲げられた教育が達成すべき目標の第1に、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とあります。

学習指導要領では生きる力の育成として示されており、知・徳・体の基礎・基本は、人として豊かに生きていく基盤であり、義務教育段階でしっかりと身に付けておく必要があります。

さらに、これからの中の社会の変化に対応するためには、この基礎・基本の学習を通して、学ぶことの意義や喜びを実感し、習得した知識や技能を活用しながら学び続け、考え、主体的に判断し行動する態度を身に付けていく必要があります。

### 2 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を身につけ、生涯にわたって共に学び、豊かな社会づくりに貢献する人間

本市の豊かな自然や歴史、伝統・文化を学び尊重する態度は、自分が育つ地域を愛し誇りに思う心を培い、積極的な生き方につながります。

また、他の地域や人の良さを認め、個性を尊重する態度が生まれ、多様な人々との積極的な交流を通して、共に学び高め合う豊かな社会づくりに貢献することにもつながり、これからの中のグローバル社会を生きていく上でも大切なことです。

令和2年3月



霧島市教育委員会

夢を描き高い志をもって学び続け、  
共に輝く未来を創る心豊かな人づくりを目指して

## 教育振興基本計画とは

教育基本法の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策を推進する上での基本的な計画です。

これまでの計画による取組の成果と課題等を踏まえ、令和2年度以降の10年後を見据えた本市教育の目指す姿を示すとともに、その実現に向けて、令和2年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示しています。

## 教育振興基本計画の構成

## 第1章 霧島市教育振興基本計画策定にあたって

- ## 1. 計画策定の趣旨 2. 計画の基本的な考え方 3. 計画の構成と期間

## 第2章 霧島市の教育の現状と課題について

- ## 1. これまでの取組の成果 2. 本市の教育の現状と課題

第3章 基本目標

## 第4章 今後5年間に取り組む施策

- ## 1. 施策とその基本的方向

基本目標の実現に向け、本市教育の取組や目指す姿について、学校教育の充実、社会教育の充実、芸術文化活動の推進、スポーツ活動の推進の4つの施策に整理し、その方向性を示したものです。

## 2. 基本事業の展開

4つの施策に基づいた14の基本事業について、それぞれの現状と課題を踏まえ、基本目標の実現に向けた方向性を定め、今後5年間に実施する主な取組を示したものです。

第5章 計画の実現に向けて

- ## 1. 市長部局との連携・協力

総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を行った結果、本計画をもって本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に代えることを決定しました。

## 2. 行政評価を活用した進行管理

- ### 3. 外部評価委員会による点検・評価

## 基本目標と施策の関連図

### 10年後を見据えた教育の姿

**基本目標：**「夢を描き高い志をもって学び続け、共に輝く未来を創る心豊かな人づくり」

## 今後5年間に取り組む施策

## 【施策と基本方向】



# 夢を描き高い志をもって学び続け、 共に輝く未来を創る心豊かな人づくり



計画の全文については、霧島市教育委員会のホームページに掲載しています。

ホーム>市政情報>計画・プラン>教育・文化・スポーツ>第二次霧島市教育振興基本計画

■「第二次霧島市教育振興基本計画」についての問合せ先

霧島市教育委員会 教育総務課 電話(代): 0995-45-5111